

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十六日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 六）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（条例第六条第二項第一号の二及び第二号の二の人事委員会規則で定める業務）

第七条 条例第六条第二項第一号の二及び第二号の二の人事委員会規則で定める業務は、感染症の患者又は感染症の疑いのある患者に接して行う業務とする。

別記様式中「(㊦)」を「(㊦)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第七条の規定は、令和三年四月一日から適用する。